

改正	平成19年10月30日	改正	平成21年6月30日	改正
	平成23年3月18日	改正	平成26年2月4日	改正
	平成27年3月17日	改正	平成28年6月28日	改正
	平成30年11月27日	改正		

(設置)

第1条 成城大学（以下「本学」という。）に、メディアネットワークセンター（以下「センター」という。）を置く。

(目的)

第2条 センターは、本学のコンピュータ、情報ネットワーク及びマルチメディア設備（以下併せて「メディアネットワーク」という。）を管理運用することにより、本学の教育、研究及び事務の業務に資することを目的とする。

2 メディアネットワークの管理運用の範囲については別に定める。

(業務)

第3条 センターは、前条の目的を達成するために、次の業務を行う。

- (1) 教育研究用学内LANの整備及び管理運用
- (2) 事務システム用学内LANの整備及び管理運用
- (3) コンピュータに関連する施設・設備、マルチメディア設備の整備及び管理運用
- (4) 教育、研究及び事務においてメディアネットワークを利用する者に対する支援
- (5) ホームページに係る業務の技術的支援
- (6) その他、前条の目的を達成するために必要な業務

(組織)

第4条 センターに、センター長を置く。

- 2 センター長は、学長の指揮監督を受けてセンターを統括する。
- 3 センター長は、本学の専任教授の中から学長が指名した者をもって充てる。
- 4 センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。

第5条 センターに、副センター長を置くことができる。

- 2 副センター長は、センター長の職務を補佐する。
- 3 副センター長は、センター長が本学の専任教員の中から指名し、学長が委嘱する。
- 4 副センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。

第6条 センターに、事務を処理するため、メディアネットワークセンター事務室を置く。

- 2 メディアネットワークセンター事務室の業務に関する事項については、別に定める。

第7条 センターに事務部長、課長、課長補佐を置くことができる。

(メディアネットワークセンター委員会)

第8条 センターに、成城大学メディアネットワークセンター委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 事務部長
- (4) 各学部から選出された専任教員それぞれ2名
- (5) 民俗学研究所主事
- (6) 経済研究所主事
- (7) 教務部、入学センター、学生部、図書館及びキャリアセンターの事務部長又は課長それぞれ1名、教育イノベーションセンター及び国際センターの課長それぞれ1名、大学事務局から課長

又は室長1名、並びにセンター課長

(8) その他、センター長が必要と認める者

3 委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

4 学部選出の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

5 補欠の学部選出委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員長は、必要に応じ委員会の承認を経て、第2項に定める委員以外の者を委員会に出席させることができる。

(委員会の任務)

第9条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

(1) メディアネットワークの利用に関する事項

(2) センターの運営に関する事項

(3) 専門部会の設置に関する事項

(4) その他、センターの業務に関する事項

(専門部会)

第10条 第3条の業務を円滑に遂行するために、センター長の諮問により専門部会を置くことができる。

(委員会の事務)

第11条 委員会及び専門部会の事務は、センターの事務職員が担当する。

附 則

1 この規則は、平成17年7月27日から施行する。

2 成城大学LLセンター規則(昭和55年4月1日制定)は廃止する。

3 成城大学情報センター規則(平成11年3月16日制定)は廃止する。

4 成城大学LLセンター規則及び成城大学情報センター規則の廃止に伴う移行措置については別に定める。

附 則

この規則は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年6月30日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日より施行する。

附 則

この規則は、平成28年7月1日より施行する。

附 則

この規則は、平成30年10月1日より施行する。